

不正競争防止法（平成 27 年法律第 54 号による改正前のもの）21 条 1 項 3 号にいう「不正の利益を得る目的」があるとされた事例

【文 献 種 別】 決定／最高裁判所第二小法廷

【裁判年月日】 平成 30 年 12 月 3 日

【事 件 番 号】 平成 30 年（あ）第 582 号

【事 件 名】 不正競争防止法違反被告事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 不正競争防止法（平成 27 年法律第 54 号による改正前のもの）21 条 1 項 3 号

【掲 載 誌】 刑集 72 巻 6 号 569 頁、裁時 1713 号 4 頁、判時 2407 号 106 頁、判タ 1458 号 105 頁、裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25449846

事実の概要

A 自動車株式会社（以下「A」という。）に勤務し、A から営業秘密を示されていた被告人は、主に商品企画業務に従事していたが、B 自動車株式会社（以下「B」という。）へ就職が決まり、平成 25 年 7 月 31 日付けで A を退職すること、B において海外で車両の開発および企画等の業務を行うことが予定されていた。被告人は、同年 7 月 16 日、自宅において、A から貸与されていた PC に保存していた自動車の商品企画に関する情報等のデータファイルが含まれたフォルダを、同 PC から私物の HD に転送させて複製し、さらに、同月 18 日、自宅において、私物の PC に同フォルダを複製した（第一複製行為）。その後、最終出社日とされていた同月 26 日までの間に、被告人が複製した上記データファイルを用いた A の通常業務や残務処理等を行ったことはなかった。また、被告人は、同月 26 日、上司に対し、「荷物整理のため」という理由で翌 27 日の出勤の許可を受け、同日、A テクニカルセンターにおいて、A から貸与されていた前記 PC にアクセスし、自動車の商品企画に関する情報等のデータファイルが含まれたフォルダを同サーバーコンピュータから私物の HD に転送させて、同データファイルの複製を作成した（第二複製行為）。

これらの各複製行為により、被告人は、その営業秘密の管理に係る任務に背き、不正の利益を得る目的で、それぞれ営業秘密を領得したとして訴

追された。

第一審¹⁾は、第一複製行為について、B への転職を目前に控えた最終出社日の 10 日前になされたこと、各データファイルの内容がいずれも A の事業活動にとって有用な営業秘密に該当するものであることから、「各データファイルを領得するについて、被告人に、A の業務のために必要であったなどといった事情がない限り、被告人にはこれらの情報を転職先等で直接的又は間接的に参考にして活用しようとしたなどといった不正の利益を得る目的があったことが推認される」とし、また、第二複製行為についても、B への転職直前の最終出社日の翌日に私物の HD に複製して持ち帰ったことから、「被告人が既に A の職務を行う必要がなかったことは明らかであり、その他正当な理由も想定されないので、被告人には、転職先等で A の営業秘密を直接的又は間接的に参考にして活用しようとしたなどといった不正の利益を得る目的があったことが推認される」とした。

控訴審²⁾も、「高い経済的価値を有する重要な営業秘密を不正競争防止法 21 条 1 項 3 号という極めて当罰性の高い態様で領得した場合に、正当な目的がなく専ら自己又は第三者の何らかの利益を図るためであるときには、その利益の内容が明確かつ具体的な意欲ではなく、また非財産的なものであったとしても、同法 21 条 1 項 3 号における『不正の利益を得る目的』に該当するというべきである」とし、また、その認定について「営業秘密侵害罪の目的要件が平成 21 年改正で改めら

れた趣旨、目的に照らすならば、『不正の利益を得る目的』の内容は、営業秘密保有者のためにするなどの正当な目的ではない、公序良俗又は信義則に反する形で不当な利益を図る目的であることが明らかになる程度に具体性があれば足りると解される」として、控訴を棄却した。

これに対し、弁護人は、①第一複製行為は業務関係データの整理を目的とし、第二複製行為は記念写真の回収を目的としたものであって、いずれも被告人に転職先等で直接的又は間接的に参考にするなどといった目的はなかった、②法 21 条 1 項 3 号にいう「不正の利益を得る目的」があるというためには、正当な目的・事情がないことに加え、当罰性が高い目的が認定されなければならない、情報を転職先等で直接的又は間接的に参考にするなどという曖昧な目的はこれに当たらない等として、上告した。

決定の要旨

被告人は、勤務先を退職し同業他社へ転職する直前に、勤務先の営業秘密である各データファイルを私物の HD に複製しているところ、「当該複製は勤務先の業務遂行の目的によるものではなく、その他の正当な目的の存在をうかがわせる事情もないなどの本件事実関係によれば、当該複製が被告人自身又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用することを目的としたものであったことは合理的に推認できるから、被告人には法 21 条 1 項 3 号にいう『不正の利益を得る目的』があったといえる。」（上告棄却）

判例の解説

一 本件の争点

本件³⁾は、被告人が同業他社へ転職するための退職間際に、保有者から示されていた営業秘密を複製したことにつき、不正競争防止法（平成 27 年法律第 54 号による改正前のもの）21 条 1 項 3 号口の罪の「不正の利益を得る目的」が認められるかが争われたものである。特に、本件は、第二複製行為の直後に勤務先に複製が発覚したため、当該営業秘密の複製目的を事後の客観的事情に基づいて認定することができない事例であったことから、営業秘密の使用または開示の前段階を処罰対

象とする法 21 条 1 項 3 号における「不正の利益を得る目的」の意義と認定方法が正面から問われることになった。

二 営業秘密侵害罪（法 21 条 1 項 3 号）の概要

営業秘密侵害行為の処罰規定は、事業者の営業上の利益という私益と公正な競争秩序という公益を保護するために、平成 15 年に導入された⁴⁾。しかし当初の規定では、営業秘密を保有者から示された者が営業秘密を不正に保有者の管理が及ばない状況に置く行為は、それが如何に不正な目的によるものであるとしても、それを不正に使用・開示するまでは一切処罰対象になっていないことや、このような不正な使用・開示行為についてはその立証が困難であることの問題性が指摘され⁵⁾、平成 21 年改正で、営業秘密を保有者から示された者による領得行為自体を処罰する規定が導入された。また、同改正では、競争関係の存在を前提としない加害目的や外国政府を利する目的等による営業秘密の不正な使用・開示等がその対象とならないことが問題とされていたことから⁶⁾、目的要件が「不正の競争の目的」から「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的」に変更された。これにより、法 21 条 1 項 3 号の処罰類型が創設された。立法担当者はその趣旨を、「営業秘密を保有者から示された者が、図利加害目的をもって、その営業秘密の管理に係る任務に背いて、権限なく営業秘密を保有者の管理支配外に置く意思の発現行為に対し、刑事罰を科すこととしたものである」⁷⁾としている⁸⁾。

三 法 21 条 1 項 3 号の「不正の利益を得る目的」の認定に関する裁判例

本件以前に法 21 条 1 項 3 号の「不正の利益を得る目的」が争点となったものとして、①ヤマザキマザック事件⁹⁾と②エディオン事件¹⁰⁾がある。①事件は、金属工作機械の製造販売等を業とする C に営業担当従業員として勤務し、同社から営業秘密を示されていた被告人が、平成 23 年 8 月 23 日、同社のファイルサーバーにアクセスし、営業秘密の一部である製品に関する情報を私物の HD に転送させて複製を作成する方法により領得した上、翌 24 日に、中国在住の知人に対しチャット上で同社の金属工作機械に関する図面情報の売却

の仲介を誘いかけるメッセージを送信していたというものである。第一審の名古屋地裁は、「平成23年8月24日の時点で、本件ファイルを含む図面情報を、上記知人を介して他に売却することを企図していたというべきであり、その直近の前後数日にわたる本件HDへの多数の図面ファイルの複製に含まれる同月23日に行われた本件各ファイルの複製自体も、図面情報を他に売却して利益を得る意図を有して行ったものと認められる」として、被告人の複製行為について「不正の利益を得る目的」を肯定した。名古屋高裁も原判決を維持し、最高裁も上告を例文棄却した。

②事件は、平成25年4月1日から同年12月31日までの間、電気製品の販売、建物のリフォーム等を業とするDで部長または課長としてリフォーム関連商品の販売企画等の業務に従事していた被告人が、同年9月頃から転職を考えていたところ、同年10月11日、D本社において同社から貸与されていた業務用PCを操作して、同社が設置しているサーバーコンピュータにアクセスし、保存されていた同社の営業秘密であるリフォーム関連商品の情報が含まれるデータを、私物のPCに転送して保存した上、同14日、自宅において、前記PCと接続した私物の外付けHDに記録させて複製を作成して領得したというものである。なお、被告人は、翌年1月1日にEに転職し、部長としてリフォーム関連商品の販売企画等に従事し、Dの営業秘密の含まれるデータをEの部長に開示していた。大阪地裁は、「データの情報としての有用性と領得時期・方法からすれば、被告人は、同データを転職先での業務に利用することを目的としてこれを領得したと考えるのが自然であり、被告人の前記行為からだけでも、被告人に、単に同データを営業秘密と知って領得するという故意を超えて、同データを領得する際に不正の利益を得る目的があったことが強く推認される」として、「不正の利益を得る目的」を認定した。

①事件では、領得行為の翌日にチャットで売却の仲介を誘いかけており、また、②事件では、転職を具体的に考えていた被告人が領得行為の2か月後に同業他社Eに転職し、そこで領得した営業秘密を開示しており、このような事実関係も前提に「不正の利益を得る目的」が認定されている。しかし、本件では、第二複製行為の直後に勤

務先に複製が発覚したため、被告人が複製した各データファイルを具体的にどのように用いる目的であったのかを事後の行動等から証拠上特定することができない。この点で、本件はこれらの事例とは異なる。

四 本件の検討

1 「不正の利益を得る目的」の意義

「不正の利益を得る目的」の意義を、第一審のように「直接的又は間接的に営業秘密を参考にして活用しようとする」とする目的と捉える場合、その射程の曖昧さは否めない。間接的に参考にした場合に、どのようなケースまで含まれるのか不明である。また、控訴審が示した「専ら自己又は第三者の何らかの利益を図る」という解釈は、正当な業務遂行や立法時に処罰対象から除外しようとした内部告発、労働組合活動、残業の目的以外をすべて含み得る。しかし、そのような解釈は処罰範囲の限定のために設けられた要件としての機能をほとんど果たさない。それは正当な目的がないことと同義であり、それ以上の意味を持たないのではなかろうか。その意味で、上告趣意が「当罰性の高い目的」を求めることは、支持できる¹¹⁾。

それでは、本罪で処罰範囲を限定すべき「当罰性の高い目的」とは何か。法21条1項3号の立法経緯に鑑みれば、それは領得した営業秘密の「使用・開示」である。目的犯としての法21条1項3号の罪の性格は、いわゆる「短縮された結合犯」として理解するべきである¹²⁾。最高裁の示した「被告人自身又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用する」目的も、このような意味において理解する^{13) 14)}。

2 「不正の利益を得る目的」の認定方法

最高裁は、Aから営業秘密を示されていた被告人が、Bへの転職が決まっており、第一複製行為の後に通常業務または残務処理としてデータファイルを用いた事実がなく、また、第二複製行為は最終出社日後に行われ、Aの業務遂行とは関係がなかったという事実関係を踏まえて、各複製行為について「不正の利益を得る目的」を認定している。しかし、本決定では、「被告人自身又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用する」目的のうち、具体的に誰のためにどのように利用する目的であったのか示されていない。

い¹⁵⁾。この程度の認定でよいとすると、被告人が個人的な自己満足（思い出作り等）のために営業秘密を複製し、自宅で保存しようとしている場合にも、「勤務先の業務遂行の目的によるものではなく、その他の正当な目的の存在をうかがわせる事情もない」ことになり、「不正の利益を得る目的」を認定しうることになる。また、このような消去法的な推論による事実認定は、举证責任を転嫁して、被告人側に正当な目的の存在についての積極的な証明を要求することになる。

「不正の利益を得る目的」の認定にあたっては、本件のような転職直前の場合でも、誰のためのどのような利用の目的があったのか具体的に示されるべきである。本件では、領得した営業秘密の内容と転職先での担当予定の業務内容に照らして、その使用・開示の目的を認定すべきであった。

五 おわりに

本決定は、同業他社へ転職するための退職間際に営業秘密を領得した事例に関する事例判断ではあるが、営業秘密侵害罪の成否について最高裁が初めて示した判断であり、特に「不正の利益を得る目的」の認定について、実務上参考になるものである。上述の通り、「不正の利益を得る目的」の意義および認定方法については検討の余地があるものの、それを肯定して営業秘密侵害罪の成立を認めた結論には賛同する。

●——注

- 1) 横浜地判平 28・10・31LEX/DB25545259。
- 2) 東京高判平 30・3・20LEX/DB25560096。
- 3) 本件に関する文献として、一原亜貴子「判批」岡法 69 巻 4 号 (2020 年) 339 頁以下、久禮博一「判解」ジュリ 1535 号 (2019 年) 96 頁以下、小林雅人「判批」ビジネス法務 19 巻 11 号 (2019 年) 49 頁、谷井悟司「判批」新報 126 巻 3 = 4 号 (2019 年) 79 頁以下、本田稔「判批」法セ 776 号 (2019 年) 125 頁、森修一郎「営業秘密領得罪の構成要件」特許ニュース 14897 号 (2019 年) 1 頁以下、山根崇邦「従業者によるデータの持出しと営業秘密領得罪」L&T85 号 (2019 年) 3 頁以下がある。第一審および控訴審については、帖佐隆「判批 (上) (下)」特許ニュース 14757 号 (2018 年) 1 頁以下・14758 号 (2018 年) 1 頁以下がある。
- 4) 立法経緯等に関する近時の文献として、安達光治「秘密の保護をめぐる近時の動き」法セ 772 号 (2015 年) 51 頁以下、内田幸隆「営業秘密侵害罪の基本的性格と

その課題について」増田豊先生古稀祝賀論文集『市民的自由のための市民的熟識と刑事法』(勁草書房、2018 年) 361 頁以下、木村光江「営業秘密侵害罪と情報に対する刑事的保護について」都法 59 巻 1 号 (2018 年) 39 頁、星周一郎「営業秘密の刑事法的保護の意義」都法 59 巻 1 号 (2018 年) 139 頁以下、参照。

- 5) 経済産業省産業構造審議会知的財産政策部会技術情報の保護の在り方に関する小委員会 (第 5 回) (平成 20 年 9 月 30 日)「配布資料 3: 営業秘密の刑事的保護について」3 頁。(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11223892/www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g80930a03j.pdf (2020 年 5 月 25 日閲覧))
- 6) 経済産業省知的財産政策室編著『逐条解説不正競争防止法 平成 21 年改正版』(有斐閣、2010 年) 175 頁。
- 7) 経産省・前掲注 6) 181 頁。
- 8) なお、平成 27 年改正で法定刑の加重および未遂犯処罰規定が導入されたが、目的要件に変更はない。
- 9) 最決平 28・10・31LEX/DB25544875、名古屋高判平 27・7・29LEX/DB25541038、名古屋地判平 26・8・20LEX/DB25504719。
- 10) 大阪地判平 27・11・13LEX/DB25541839。
- 11) 控訴審は領得の「態様」に極めて高い当罰性を見出しているが、3 号は営業秘密を保有者から示された者による領得が不正な目的である場合に看過できないことを理由として導入されたのであり、本号の高い当罰性は行為「態様」ではなく、その「目的」に求められるべきである。「不正の利益を得る目的」でなされることで、領得行為に法益関連性が認められるのである。
- 12) 目的犯の類型について、松宮孝明『「目的犯」と危険運転致死傷罪における「通行妨害目的」』前掲注 4) 増田古稀 339 頁以下、参照。
- 13) なお、久禮・前掲注 3) 99 頁は、本決定は同業他社への転職直前の営業秘密領得という事案に即した事例判断を示したにとどまり、「不正の利益を得る目的」について一般的な法解釈を示したものではないであろうとする。
- 14) 帖佐隆「不正競争防止法 21 条 1 項 3 号と任務違背・図利加害目的」久留米 74 号 (2016 年) 69 頁は、目的要件を「近い将来予定される使用または開示により不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的」と解し、同・前掲注 3)「(下)」8 頁で、結論において原判決を是認する。
- 15) 本田・前掲注 3) 125 頁は、「業務遂行以外の目的があったことと、被告人に『不正な利益を得る目的』があったことは同一ではない」と指摘する。

大阪経済大学准教授 四條北斗